

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県内水面漁業調整規則の一部改正について

1 規則の改正理由

東郷池におけるしじみ資源の保護及び培養を図るため、採捕するしじみの殻長、使用する漁具及び採捕時間帯について制限を加える等所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 東郷池における採捕について、次のとおりとする。

ア 殻長1.9センチメートル以下のしじみは、採捕してはならない。

イ 採捕に使用するじょれんの目合は、1.2センチメートル以上とする。

ウ じょれんの漁法による水産動植物の採捕は、周年日没から日の出までしてはならない。

(2) 採捕禁止している水産動物の明確化を図るため、当該水産動物の名称を一般的に使用されている名称に変更する。

(3) 市町村合併に伴う市町村等の名称変更を行う。

(4) その他所要の規定の整備を行う。

(5) 施行期日等

ア 施行期日は、(1)は公布の日から起算して20日を経過した日、(2)から(4)までは公布日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。